

## 錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 錦帯橋の世界文化遺産登録に向けて、山口県、岩国市、関係団体等が連携・協働して行う施策等の円滑かつ効果的な推進、それぞれが実施する施策等の総合調整を図るため、錦帯橋世界文化遺産登録推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 世界文化遺産登録のために必要な施策及び事業の推進に関すること。
- (2) 世界文化遺産登録を推進するための総合調整に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は山口県知事をもって充て、副会長は岩国市長をもって充てる。
- 3 会長は協議会を総括し、副会長は会長を補佐する。
- 4 委員は、錦帯橋の世界文化遺産登録に向けた取組や活動を行う機関・団体を代表する者をもって充てる。
- 5 監事は、委員の中から会長が選任する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 協議会に顧問を置くことができる。

### (任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。
- 3 委員の任期が満了となった時、委員、会長双方から特別の申し出がない限り自動的に再任されるものとする。

### (会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときに招集する。

- 2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 3 会長は、必要があると認める時は、委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

- 4 委員が会議に出席できないときは、委員があらかじめ指定した者を代理として会議に出席させることができる。この場合、委員が出席したものとみなす。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、事務局を山口県教育庁世界文化遺産推進室及び岩国市産業振興部錦帯橋課に置く。

- 2 協議会の出納事務は、山口県教育庁世界文化遺産推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年11月27日から施行する。
- 2 この要綱による協議会の最初の委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。